

地域パトロン 登録申請書

地域パトロン規約

本規約は、Mingeki(以下「当法人」という)の地域パトロン制度について定めるものとする。

第1条(目的)

当法人は、全国の各市区町村(政令指定都市は区とする)につき1名のみメンバーを定め、地域パトロンは地域のコンテンツホルダー発掘とサポートに尽力するものとする。

第2条(支援金)

地域パトロンは、登録地域について人口数1人あたり1円とする支援金を本申請書提出後1週間以内に支払うものとする。

第3条(権利)

地域パトロンは、登録地域を住所として登録したコンテンツホルダーが所有権を持つコンテンツ売上の5%を得ることができる。

第4条(有効期間)

- 前条に定める権利(以下「権利」という)は、地域パトロン登録から5年間とする。
- 前項の期間終了後、権利により地域パトロンの得た利益が本規約第3条に定める支援金に満たない場合、権利の有効期間を1年間延長し、以後も同様とする。

第5条(イベントへの参加・協力)

地域パトロンは、以下のイベントに参加・協力し、他の会員と交流して親交を深めるものとする。

・地域のMingeki交流会(コンテンツホルダー祭り) ・地域パトロン会合

第6条(ホームページでの情報公開)

地域パトロンは名称(氏名)及び本人の希望する項目を当法人のホームページで公開可能とする。

第7条(権利解除)

当法人は、地域パトロンが当法人の目的にそぐわないと判断した場合、いつでも地域パトロンを退会させられるものとする。その際、支援金の返金は行わないものとする。

第8条(退会)

地域パトロンがサロン会員を退会、およびサロン会員資格の取消を受けた場合、地域支援の会も同時に退会するものとする。

以上の規約に同意し、ここに署名します。

※必須項目です。記載のない書類は受付できかねます。

提携団体	一般社団法人日本音楽振興協会		
プレゼンター名			紹介会員名

申請日	年	月	日	コード	本部使用欄
-----	---	---	---	-----	-------

署名

登録地域	都道府県	市区町村	支援金	円
------	------	------	-----	---

支援金は以下の口座にお振込みください					
PayPay銀行 本店営業部(001) 普通 5150051 カザマサトシ					

Mingeki 代表 風間 智

<https://mingeki.net> info@mingeki.net
〒096-0006 北海道名寄市東六条南一丁目57-58